

学校いじめ防止基本方針



令和4年4月
四日市市立大池中学校

はじめに

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※好意から行ったことでも、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではないと考えています。

本校においては、「心豊かでたくましい実践力のある生徒を育てる」を学校教育目標に掲げ、一人ひとりの子どもの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、将来において社会的に自己実現ができる資質・態度を形成していくことを目指しています。限定的な人間関係になりがちな少人数の集団の中に、互いを尊重しあえる望ましい人間関係を育てることが重要であり、そこから自他の人権を守るために行動できる力が育まれると思われま

本校は四日市市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしてい

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

いじめの防止は、全教師が生徒理解に努め、全ての教育活動の中で粘り強く行うものと考えています。以下の指導は全教師の共通理解のもと、全教師が指導することを基本としています。また学級活動や、生徒会活動、清掃活動、部活動を活発にし、自主的な活動ができるように指導することにより、互いを認め合える校風づくりを行っています。

(1) 「生活全般」について

- ① 自然なあいさつができ、節度ある生活態度を身につけた生徒を育てます。
- ② 互いの人格を尊重し、他人を傷つける言動を許さない態度を育てます。

(2) 「教科指導」について

- ① つながる授業づくりをめざし、かかわり合い、教え合い、学び合いのある授業をすすめます。
- ② 「人間関係づくり」トレーニングを用いた学習を実施します。

(3) 「集団生活の向上」について

- ① 学校・学級・班・生徒会・部活動など、それぞれの集団の意義や目的を理解さ

せ、その一員として果たすべき役割を自覚させ行動する態度を育てます。

- ② 部活動や合唱・音楽活動を充実させ、心の充実を図ります。
- (4) 「心の教育の充実」について
 - ① 人権学習・食育・環境教育を、道德教育や総合学習で総括的に取り扱い、一人ひとりの命を尊重する心情を育てます。
 - ② 地域における学習（大池ウォッチング）を行い、体験を通して自他との繋がりを実感し、共によりよく生きようとするに心を育てます。

2 いじめ防止啓発

- (1) 『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用します。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう，振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施します。
- (3) 「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り，正しく考え，正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。
- (5) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
 - ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
 - ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
 - ④ 「被害少年の悩み，問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
 - ⑤ 「児童虐待，不登校，養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
 - ⑥ 文部科学省 24 時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの防止・早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく必要があります。しかし、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりします。こういった大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。いじめの認知件数が零であった場合は、当該事案を生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認します。

- (1) 日常的な取組み
 - ① 担任や学年担当のみではなく、全教職員による日常的な生徒との対話や観察を行い、生徒の変化やサインを見逃さず、迅速に職員間の情報の伝達を行います。
 - ② 個人ノート・班ノートによる生徒一人ひとりの指導を毎日行います。また、作文、学級日誌なども活用します。
 - ③ いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をします。
- (2) 生徒に、「いじめ調査**毎学期に1回以上**」を実施し、いじめの状況を把握して

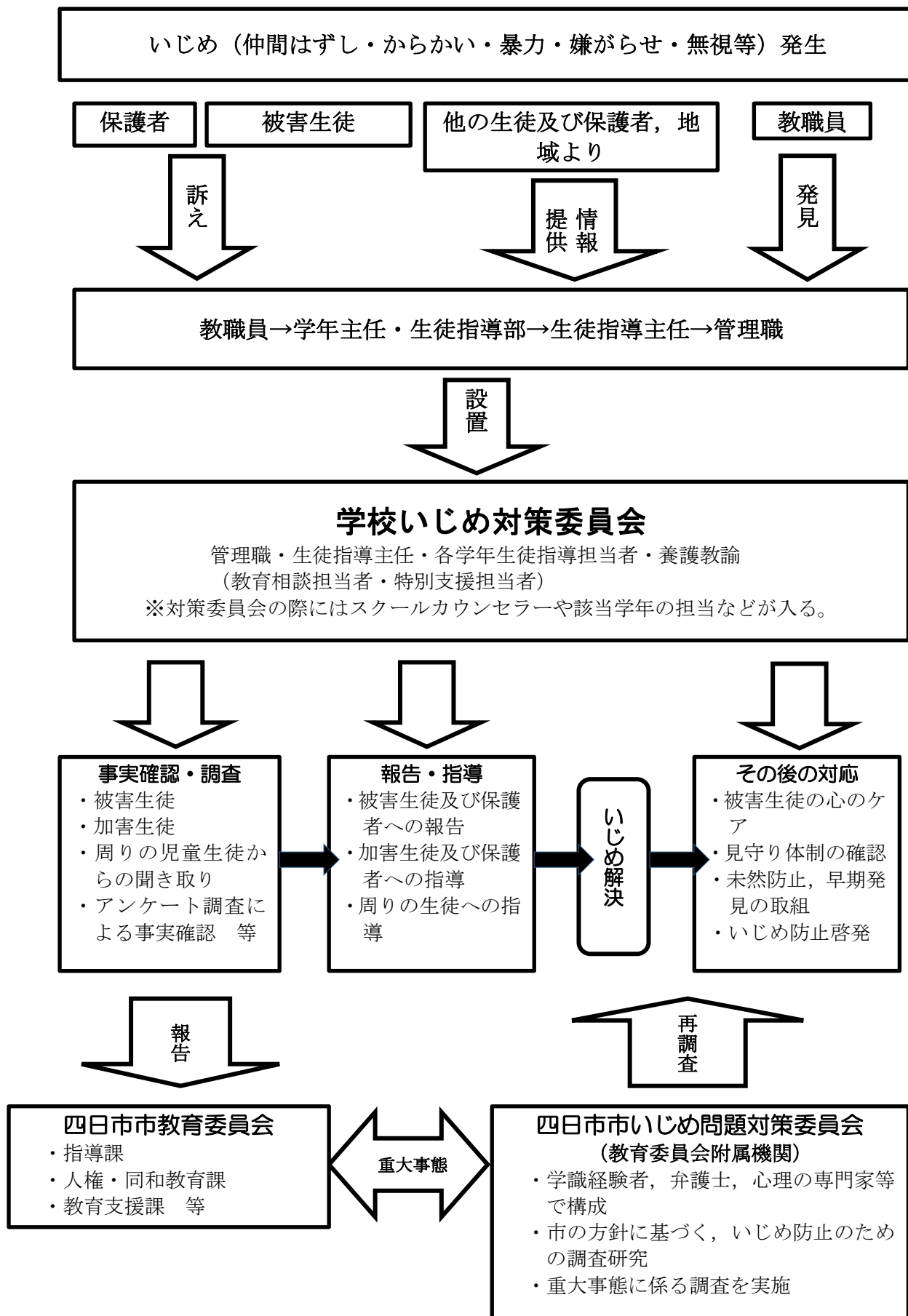
- います。
- (3) 生徒に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況を把握します。この結果をもとに、Q-U調査の職員研修を年2回設け、支援が必要な生徒の情報共有を職員間で行います。
 - (4) 生徒に、「教育相談アンケート」を年3回実施し、学級の状況を把握しています。この結果をもとに、職員会議で職員間の情報共有を行っています。
 - (5) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」「教育相談アンケート」を基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して**毎学期に1回以上面談等**を実施し、児童生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 『『いじめ』に関する指導の手引』の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
 - (6) スクールカウンセラーとともに、被害生徒の心のケアを最優先に行います。
 - (7) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
 - (8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 中学校用のデジタル教材「事例で学ぶNet モラル」（学校・園データベース参照）を道徳・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ 問題が発見された場合、迅速に対応します。聞き取り調査を行い、被害生徒の心のケアや、加害生徒の指導を行います。また、必要に応じて全校・学年集会を開き、全生徒にネットマナー・モラルについての指導を徹底します。

第2章 いじめの発見から解決まで

1 いじめ問題に対する基本的な考え

- (1) いじめを発見・通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導部に報告します。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級・学年・学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第一報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) **学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等、必要に応じて外部機関とも連携を図りながら対応、支援します。**
- (8) **いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報の共有を行います。**
- (9) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (10) **いじめの解消については、①いじめに係る行為が止んで相当期間継続している（少なくとも3か月）こと②被害生徒が、心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認することでいじめは解消されたと認識します。**

2 発見から指導，解決までの対応の展開



第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 組織としての共通理解

担任や一部の教員で問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することを原則としています。そのため、以下の点について校内での共通理解を図っています。

- ① 情報交換を密にして、問題を未然に防ぐように努めます。
- ② 情報をひとりで抱えない。また、生徒と個人的な約束をしません。
- ③ できるだけ担任を飛び越えて家庭と連絡をとりません。
- ④ 生徒指導とは良識ある社会人を育てるためのものであり、教師は善悪をはっきり教え込む義務があることを共通の認識とします。

(2) 生徒指導部会

- ① 構成員は、管理職・生徒指導主任・各学年生徒指導担当者・養護教諭（特別支援担当者・教育相談担当者）です。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議しています。
- ③ 指導にあたる場合は、常に学年や生徒指導部と連絡を取り合い、個人的判断による指導や他の生徒と差のある指導にならないようにします。
- ④ 生徒指導担当は「情報交換ファイル」への記入も忘れずに行います。

(3) 「いじめ防止対策」についての協議

- ① 問題発見時、必要に応じて「学校いじめ対策委員会」を設置します。
※通常の生徒指導部会にスクールカウンセラー、該当学年の担当者などが入ります。
- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校づくり協力者会議又は学校評議員と協働しています。
- (2) 事案により、保育園・幼稚園・小学校・他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員・民生委員児童委員・青少年育成協議会・社会福祉協議会・自治会・市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第4章 保護者と生徒の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 生徒として

～つながる心～

- (1) 「人とのつながり」
皆さんは一人ひとりが大切な存在です。互いの個性を認め合い、仲間に思いやりの心をもてるように心がけましょう。自らが主体的に行動して、いじめのない学校づくりに努めてください。
周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。
- (2) 「仲間とのつながり」
一人ひとりが、自己の目標を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、頑張る仲間を応援する気持ちを持ちましょう。
- (3) 「社会とのつながり」
集団生活における規則や約束は、集団生活の向上を目指すために必要です。学校・学級・班・生徒会・委員会・部活動など、それぞれの集団の一員として果たすべき役割を自覚して行動しましょう。

第5章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市西警察署（生活安全課）
- (2) 四日市北警察署（生活安全課）
- (3) 北勢少年サポートセンター
- (4) あがた交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども保健福祉課家庭児童相談室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。